

指定管理施設・保護施設「横浜中央浩生館」施設職員による利用者の現金等の着服について

1 概要

指定管理施設・保護施設「横浜中央浩生館」の施設職員が、利用者の現金390,998円及び株券(時価総額約724万円)を着服したことが判明しました。

また、当該職員は施設に支払うべき施設使用料自己負担金等1,472,388円を受領したまま、施設会計口座へ入金せず、自宅へ持ち帰っていたことも判明しました。

なお、着服した現金及び株券等については、利用者及び施設へ返却し、当該職員は解雇しました。

2 施設概要

保護施設「横浜中央浩生館」は、生活保護法に基づく更生施設で、身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする方が入所し生活する施設です。

名 称	横浜市中央浩生館(所在:横浜市南区中村町3-211)
指定管理者	社会福祉法人 横浜市社会事業協会 理事長 佐々木 寛志
定 員	68人

3 当該職員

男性(50歳)	平成5年1月1日	社会福祉法人 横浜市社会事業協会採用
	平成26年4月1日	横浜中央浩生館 着任
	平成29年6月30日	懲戒解雇

4 被害の状況

利用者9名の現金・有価証券等、被害の状況は次のとおりです。

着服期間 平成26年7月22日～平成28年10月17日までの計19回

(1)利用者6名分の現金 390,998円

利用者からの依頼に基づき、金融機関から現金を払い戻した際、本人に対し虚偽の説明を行い、現金を着服したもの

(2)利用者1名分の有価証券 1,000株の株券13枚 計13,000株(時価総額 約724万円)

株券を所有していた利用者が退所する際、施設で手続きがあると偽って預かり、着服したもの

(3)利用者4名分の施設使用料等の自宅持ち帰り 1,472,388円

利用者が施設使用料の自己負担分として施設へ支払うべき現金を、利用者からの依頼に基づき金融機関から現金を払い戻し、施設会計口座へ入金せずに自宅へ持ち帰っていたものなど

5 発見の経緯

29年6月21日に、施設の金庫内を施設長が整理していた際、28年9月に退所した元利用者1名のキャッシュカードが保管されていたことが判明しました。

このため、返却しようと現在その方が入所している養護老人ホームへ連絡をしたところ、養護老人ホーム職員から、「キャッシュカードだけでなく、施設へ預けた株券も返却されていないと本人が言っている」また、養護老人ホームとしては「施設退所前の短期間に通帳から多額の預金引き出されており疑問である」旨の申し出がありました。

この申し出を受け、担当であった当該職員への聴取及び調査を開始したものです。

## 6 被害者への謝罪等

施設長、当該職員が被害のあった利用者の方全員に謝罪のうえ、現金等を返却しております。

また、施設会計口座へ入金すべき施設使用料等についても当該職員の自宅にあり、すべて返却しています。

## 7 原因

- (1)利用者からの依頼に基づき、施設職員が金融機関から現金を払い戻し本人に確認する際、虚偽の説明をして着服したものであり、これを防ぐチェック体制がありませんでした。
- (2)入所時の貴重品の確認については、当該職員が単独で行い、施設で預かるべき金品に株券は含まれないと判断し利用者の自己管理としていたため、施設としては把握できませんでした。
- (3)利用者が支払うべき施設使用料自己負担金の金額の照合確認や徴収確認は、各担当者の単独チェックで行われており、経理部門による複数チェック体制がありませんでした。

## 8 再発防止に向けた取組

### 【保護施設「横浜市中央浩生館」の対応】

現金管理、経理事務全体の取扱について総点検を行い預かり金規定を見直すとともに、各種帳票の確認、複数チェック体制の仕組みを作ります。また、法人から施設への定期的な内部点検を行い、管理体制の強化・徹底を図ります。

### 【本市の対応】

健康福祉局生活支援課においては、指定管理施設の適正な管理・運営を引き続き指導するとともに、保護施設に対しては、施設連絡会を開催し、施設内部の管理体制や事務の流れ等を検証し再発防止に向けて注意喚起を行います。また法人の再発防止に向けた取組について、指導や監査の中で確認します。

お問合せ先		
(福)横浜市社会事業協会法人本部総務課長	辻川 彰	電話 045-392-9405
健康福祉局生活支援課長	鈴木 茂久	電話 045-671-2367